

ご存知ですか。
**国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使うと
 法定調書がとても簡単に作成できます！！**

国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用すると、

書面に代えて、
インターネットで簡単提出！



① **提出が簡単！**

自宅やオフィスからインターネットを通じて法定調書等を税務署に提出することができます。

② **作成が簡単！**

画面に表示される法定調書等の様式に必要な事項を入力するだけで、法定調書や法定調書合計表が簡単に作成できる上に、支払者の氏名や住所等があらかじめ画面に表示されますので、入力の手間も省けます。

(参考) 入力画面

○ 法定調書

○ 法定調書合計表

◎ この国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、「電子申告・納税開始届出書」を所轄の税務署にインターネットを通じて提出することで簡単に始めることができます（書面による提出もできます）。

大変便利な国税電子申告・納税システム（e-Tax）を是非ご利用ください。

（詳しくは、e-Tax のホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）でご確認ください。）

◎ 操作方法などのご不明な点がある場合は、ヘルプデスクへ！

国税電子申告・納税システム（e-Tax）に関する質問については、全国どこからでも市内通話料金で利用できるヘルプデスクが便利です。

受付時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時（祝日等を除きます。）
 e コクゼイ
 電話番号：0570-015901

(参考) その他の提出方法

法定調書は、書面及び国税電子申告・納税システム（e-Tax）による提出のほか、光ディスク等（CD、DVD、FD、MO等）により提出することも可能です。

詳しくは、最寄りの税務署（資料情報担当）にお尋ねください。

【提出期限等について】

この手引で示す法定調書は、平成19年1月31日(水)までに**所轄税務署長（給与支払報告書・特別徴収票については、関係市区町村長）**に提出しなければなりません（法定調書の提出は、原則として1枚です）。

【法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について】

- 1 提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を含めてください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて判定しても差し支えありません）。
- 2 支払金額の記載に当たっては、原則として消費税等の額を含めて記載してください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて記載しても構いませんが、その場合には、「(摘要)」欄にその消費税等の額を記載してください）。